

# 令和3年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

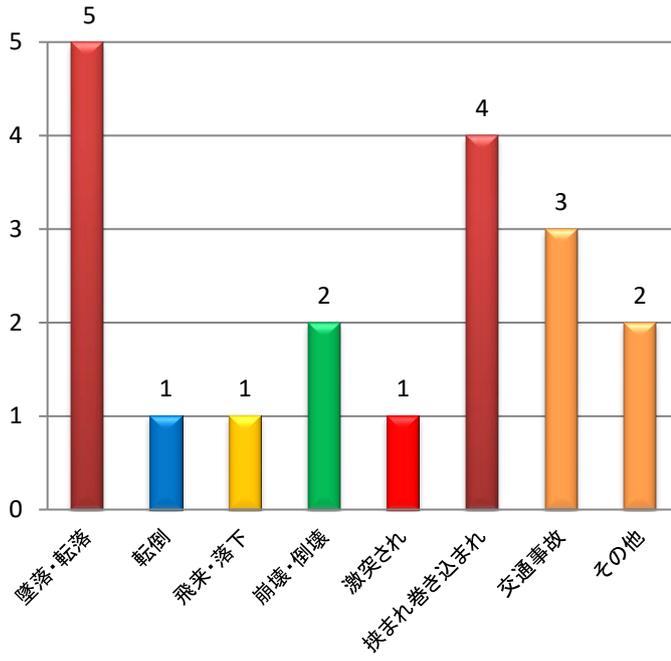
\* 令和3年確定値

栃木労働局

番号	発生年月	事故の型	業種	災害の概要
	時間帯	起因物	事業場規模	
1	令和3年1月	墜落・転落	一般貨物自動車運送業	被災者は、車庫にダンプトラックを停止させた後、ドアを開け、運転席から降りようとしたところ、地面に墜落し、死亡したものの。
	16時～17時	トラック	11～20人	
2	令和3年1月	崩壊・倒壊	土木工事業 (橋梁建設工事)	被災者2名(元方労働者、下請労働者)は、橋の耐震補強工事のため、橋脚の根本から1.5m×5.3m×深さ4.1mほど90度に掘削した溝内で、土留め支保工用の鋼矢板を順次設置していたところ、地山が崩れ、鋼矢板の設置されていない場所にいた被災者2名が崩壊土砂の下敷きとなり死亡したものの。
	14時～15時	地山・岩石	1～10人	
3	令和3年1月	崩壊・倒壊	土木工事業 (橋梁建設工事)	同上
	14時～15時	地山・岩石	1～10人	
4	令和3年2月	墜落・転落	建築工事業 (木造建築工事)	被災者は、木造住宅建築工事の建て方作業中、高さ3メートルの梁上を移動する際に、ヘルメットは着用していたが、親綱や防綱など墜落防止措置が講じられておらず、墜落制止器具を着用していなかったため、風にあおられ、身体のバランスを崩し、1階床に墜落し死亡したものの。
	9時～10時	はり、もや、けた	1～10人	
5	令和3年2月	その他	一般貨物自動車運送業	被災者は、トラックの荷台において木材チップをスコップ等で均していたところ、突然倒れ、荷台から墜落し、搬送先の病院において、大動脈解離と診断され、死亡したものの。 なお、亡くなる1か月間に長時間労働が認められたもの。
	11時～12時	起因物なし	31～50人	
6	令和3年4月	転倒	飲食店	被災者は、厨房内で食器洗浄作業を行っていた際に、床にうずくまっていたところを同僚に発見された。歩行中に転倒し、床面に頭を強く打ったものと推測される。被災者は、帰宅後、体調に異変を生じたため、救急搬送されたが、翌朝、病院において死亡したものの。
	21時～22時	作業床	21～30人	
7	令和3年5月	交通事故	一般貨物自動車運送業	被災者は、トラックを運転中に、ダンプに追突し、トラックの運転手が死亡したものの。
	9時～10時	トラック	11～20人	
8	令和3年5月	激突され	一般貨物自動車運送業	被災者は、チェーンソーで杉(樹高16m、胸高直径26cm)を伐倒した際、倒れた木が約10m離れた場所にあった解体用つかみ機に接触し、その反動で木が跳ね上がり、被災者の方向へ倒れ、被災者の頭部に激突し、死亡したものの。
	14時～15時	立木等	11～20人	
9	令和3年7月	墜落・転落	バス業	被災者は、バスの昇降口から車内の荷を下ろす際、後方に転落して後頭部を強打し、死亡したものの。
	16時～17時	バス	51～100人	

10	令和3年7月	交通事故	その他の建設業	被災者は、乗用車を運転して事務所から社長の家に向かう途中、道路端の電柱に激突し、死亡したもの。
	19時～20時	乗用車	11～20人	
11	令和3年7月	交通事故	その他の卸売業	被災者は、トラックを運転中、センターラインを越えて反対車線側の民家に突っ込み、からだを強く打ち、死亡したもの。
	10時～11時	トラック	1～10人	
12	令和3年7月	その他	一般貨物自動車運送業	被災者は、事務職兼運転手として勤務していたが、心疾患により死亡したもの。 なお、平均時間外労働時間数は70時間を超えていたもの。
	16時～17時	起因物なし	31～50人	
13	令和3年8月	挟まれ巻き込まれ	製造業	被災者は、天井走行クレーンの走行車輪の修理を行ったが、その後も異音が続いたため、天井走行クレーンの点検歩道に乗って、手すりの隙間から頭を出し、クレーンを走行させながら異音の確認を行っていたところ、工場壁側に設置されたダクトと手すりの支柱に頭部を挟まれ、死亡したもの。
	18時～19時	クレーン	101～300人	
14	令和3年8月	墜落・転落	その他の卸売業	被災者は、ピッキングフォークリフトを用いて倉庫棚から商品を取り出す際、高さ2.8メートルの高さに上昇させて、フォークリフトの運転席から身を乗り出したため、バランスを崩して墜落し、約半月後に死亡したもの。
	10時～11時	フォークリフト	31～50人	
15	令和3年10月	墜落・転落	一般貨物自動車運送業	被災者は、トラックの荷台に乗り、荷(木材チップ)を積込作業中、棒を使用して頭上のサイロから荷を掻き出していたところ、突然、大量の荷がなだれ落ち、荷とともに荷台から押し出されて墜落し、死亡したもの。
	4時～5時	トラック	11～20人	
16	令和3年10月	挟まれ巻き込まれ	その他の土石採取業	被災者は、作業現場に通じる砕石場内道路を乗用車で走行中、路上の前方にダンプトラックが故障し停車していたため、乗用車から降りて徒歩で作業現場に向かおうとしたところ、突然後退してきたダンプトラックの下敷きとなり、死亡したもの。
	10時～11時	トラック	1～9人	
17	令和3年10月	飛来・落下	その他の金属製品製造業	被災者は、台座上の加工材(建築用鉄骨柱材)を移動等する目的で、床上操作式天井クレーンを操作したところ、クレーンの吊り具に取り付けられたチェーン及びハッカーが台座に引っ掛かってしまい、台座が転倒し、台座に載っていた加工材の下敷きとなり死亡したもの。
	8時～9時	玉掛用具	50～99人	
18	令和3年11月	挟まれ巻き込まれ	その他の土木工事業	被災者は、水道管理設工事現場において、道路の掘削作業のため、後退してきたドラグ・ショベルに轢かれ、死亡したもの。
	8時～9時	掘削用機械	1～9人	
19	令和3年11月	挟まれ巻き込まれ	その他の建築工事業	被災者は、鉄骨造の建築物の解体工事現場において、解体用機械を運転中に、運転席とアタッチメント(交換用作業装置)の間に挟まれ、死亡したもの。
	13時～14時	解体用機械	1～9人	

### 事故の型



### 業種

